

区長報告第二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十八年二月十七日

港区長 武井雅昭

記

平成二十七年六月二十六日議決を得た工事請負契約（芝浦四丁目道路整備工事）の契約金額「一億三千九百三十二万円」を「一億四千六百二十七万九千九百六十円」に変更する。